

児童虐待防止に係る資料

1 児童虐待防止法の成立

(児童の虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号) = 児童の虐待事件の多発を背景に、超党派の議員立法によって成立。)

法律の目的: 児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、心身の成長及び人格形成に重大な影響を与え、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことから、児童虐待の禁止、予防及び早期発見等に係る国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護、自立支援のための措置等を定め、児童虐待防止等に関する施策の促進、児童の権利利益の擁護に資すること(第1条)



戦前の児童虐待防止法(昭和8~22年)

→14歳未満の児童に対する虐待を防止し、これを保護・救済することを目的とした法律。児童の身売り、欠食児童や母子心中などの事件発生を背景に、昭和8年(1933)公布。戦後の児童福祉法の成立に伴い、昭和22年(1947)廃止。(その趣旨は「児童福祉法」第34条に継承)

cf. 児童福祉法

第三十四条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

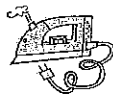
- 一 身体に障害又は形態上の異常がある児童を公衆の観覧に供する行為
- 二 児童にこじきをさせ、又は児童を利用してこじきをする行為
- 三 公衆の娯楽を目的として、満十五歳に満たない児童にかかるわざ又は曲馬をさせる行為
- 四 満十五歳に満たない児童に戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で歌謡、遊芸その他の演技を業務としてさせる行為 (以下略)

2 児童虐待とは

児童虐待防止法において「児童虐待」を定義(第2条)

「この法律において「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。……」

⇒身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待



(cf.被措置児童等虐待:児童福祉法第33条の10)

放課後子ども
プラン関係者

3 早期発見等に係る努力義務(第5条)

「学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者」は

=児童虐待を発見しやすい立場であることを自覚して早期発見に努めるべきこと

=児童虐待防止等に係る施策等への協力に努めること

=学校及び児童福祉施設は児童及び保護者に対し、児童虐待防止のための教育や啓発に努めること

4 通告義務、通告と守秘義務の関係(第6条)

第一項「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」

第三項「刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」



5 児童相談所虐待相談対応件数の推移

年度 区分	11年度	～	20年度	21年度	22年度	23年度
全国	11,631		42,664	44,211	56,384	59,862
広島県計	302		1,378	1,633	1,989	2,347
広島県	174	～	1,077	1,182	1,275	1,489
広島市	128		301	451	714	858

6 虐待相談の経路

(上段は、件数。下段は、構成比%)

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所 (県・広島市)	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	市町	その他	計
20	160	42	171	15	29	10	5	48	78	163	177	363	117	1,378
	11.6	3.1	12.4	1.1	2.1	0.7	0.4	3.5	5.7	11.8	12.8	26.3	8.5	100.0
21	183	40	202	17	70	18	0	40	97	162	279	356	169	1,633
	11.2	2.5	12.4	1.0	4.3	1.1	0.0	2.5	5.9	9.9	17.1	21.8	10.3	100.0
22	212	38	378	13	60	27	2	66	114	178	305	410	186	1,989
	10.7	1.9	19.0	0.7	3.0	1.4	0.1	3.3	5.7	8.9	15.3	20.6	9.4	100.0
23	223	49	465	14	23	1	3	83	117	361	325	485	198	2,347
	9.5	2.1	19.8	0.6	1.0	0.0	0.1	3.5	5.0	15.4	13.9	20.7	8.4	100.0

7 関連通知

児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について

(平成24年3月29日付け23文科初第1707号文部科学副大臣通知)



○ 虐待の定義及び具体例

虐待の種類	定義された虐待行為	具体的な行為と結果など(*)
1. 身体的虐待	児童の身体に外傷を生じること ような暴行を加えること	首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、タバコの火を押し付ける、熱湯をかける、冬戸外に締め出すなど生命・健康に危険のある行為
2. 性的虐待	児童にわいせつな行為をすること、させること	子どもへの性的行為の強要・教唆、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要するなどの行為
3. ネグレクト	著しい減食、長時間の放置、保護者の監護を怠ること	重大な病気になっても病院につれていけない、乳幼児を家に残したまま度々外出する、乳幼児を車の中に放置する、適切な食事を与えない、極端に不潔な環境の中で生活させるなど保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為 保護者以外の同居人による身体的・性的・心理的虐待と同様の行為を保護者が放置することも含む
4. 心理的虐待	児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	子どもの心を傷つけるようなこと繰り返し言う、無視する、他の兄弟とは著しく差別的な扱いをするなど心理的外傷を与える行為 子どもの目の前で配偶者に対する暴力も子どもに著しい心理的外傷を与える場合は含む

[参考資料]

(*)「厚生省 子ども虐待 対応の手引き」日本子ども家庭総合研究所編 有斐閣、2001年発行

雇児総発0329第1号
平成24年3月29日

各
〔都道府県
指定都市
児童相談所設置市〕
児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

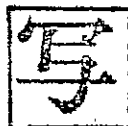
児童虐待に係る速やかな通告等に関する学校との連携について

児童虐待防止対策の推進については、平素より御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
本年3月29日、標記について、文部科学副大臣より各都道府県教育委員会教育長等に対して別添の通知が発出された。

当該通知においては、各学校に対し、保護者との関係悪化を懸念して通告をためらわないことや児童虐待を疑うきっかけを見逃さず、校内の連携を図ることなどについて改めて周知されている。

貴職におかれては、別添の通知について御了知の上、児童相談所及び管内市町村へ周知いただき、日頃からの児童相談所と学校との情報共有、要保護児童対策地域協議会における情報共有、研修講師の派遣など、学校、教育委員会との一層の連携強化を働きかけられたい。

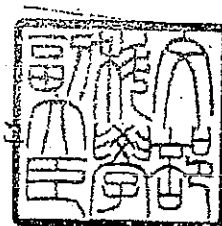
(別添)



23文科初第1707号
平成24年3月29日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
殿
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学副大臣 森 ゆうき



(印影印刷)

児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について

日頃より児童虐待防止に向けた取組について御尽力いただき、誠に感謝申し上げます。

さて、「児童虐待の防止等に関する政策評価の結果及び勧告について」（平成24年1月30日付け文科初第1448号）でお伝えしたとおり、総務大臣から文部科学大臣に対し、児童虐待の早期発見に係る取組の推進等に係る勧告がなされたところです。総務省は、政策評価の過程において、小・中学校の児童相談所等に対する通告状況に関する調査、小・中学校の担当者の児童虐待の防止等に関する意識調査等を実施しています。これらの調査の結果（別紙1及び別紙2参照）を踏まえ、児童虐待に係る速やかな通告を一層推進する上で留意すべき事項を下記のとおり整理しましたので、関係各位におかれましては、これを参考として、児童虐待に係る速やかな通告について、教職員に対する研修等における周知徹底を図っていただきますとともに、所管の学校又は域内の市区町村教育委員会等に対して周知いただきますよう、よろしく申し上げます。

記

【児童虐待に係る速やかな通告を一層推進するための留意事項】

1. 一般的な主観により児童虐待が認められるであろうという場合は通告義務が生じること
総務省の調査の結果、別紙1のとおり、速やかな通告がなされなかったことについて、「児童虐待の確証がない」、「継続的な児童虐待の事実が認められなかった」、「児童が虐待者をかばう状態にあった」といった、児童虐待の確証を得る程度までに情報を収集できなかったことを理由とする事例が最も多くなっている。また、別紙2のとおり、小・中学校の担当者が勤務する学校において児童虐待に係る相談や情報提供について「抵抗がない」と感じる旨の回答が約7割にとどまる一方、「抵抗がある」と感じる旨の回答

が約15%あり、その理由として、「学校は、校内で事実を把握し、誤報の可能性がなくなつてから、通告すべきだとの考えである」ことが最も多く挙げられている。

このため、児童虐待防止法の規定により「虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも、一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告義務が生じること」、また、「こうした通告については、法の趣旨に基づくものであれば、それが結果として誤りであったとしても、そのことによつて刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないものと考えられる」こと（別紙3参照）について、教職員の認識が必ずしも十分でないと思われることから、この点について、一層の周知を図る必要がある。

2. 児童虐待に係る保護者等への対応は市町村の児童福祉担当部署や児童相談所と連携して行うべきこと

速やかな通告がなされなかったことについて、別紙1のとおり、「児童虐待の状態が解消される見込みであった」、「地域でのサポートが効果的と考えた」、（今後の対応上）「児童の心理状態を考慮した」といった、学校が、児童虐待を受けたと思われる児童生徒及びその保護者等に対応するうちに、通告する必要がないなどと考えたことを理由とする事例も多くなっている。学校生活等に課題等を抱える児童生徒を教育の観点から支援するため、学校が本人や家庭に働きかけることは当然であるが、児童虐待と思われる場合は、速やかに通告する法的義務が生じるため、学校は、速やかに通告するとともに、学校だけで状況判断して対応するのではなく、市町村の児童福祉担当部署や児童相談所と連携して、保護者等への対応を図る必要があることについて、教職員に対して、一層の周知を図る必要がある。

3. 保護者との関係悪化を懸念して通告をためらわないこと

児童虐待に係る通告をすれば、学校が保護者等に対応する必要がなくなるものではなく、通告後も、児童相談所等と連携して、継続的な対応に努める必要があることはもちろんである。一方、別紙2のとおり、小・中学校担当者が、勤務する学校において児童虐待に係る相談や情報提供について「抵抗がある」と感じる理由として、「学校は、保護者との関係が悪化することを恐れる傾向にある」ことが多く挙げられている。このため、上記2のとおり、児童虐待に係る保護者等への対応は児童相談所等と連携して行うべきであつて、学校は、保護者との関係悪化を懸念して通告をためらってはならないことについて、教職員に対して、一層の周知を図る必要がある。

また、児童生徒が気になる状態ではあるが、市町村の児童福祉担当部署や児童相談所への通告がためられる場合などにおいて、教育委員会を通じて市町村の児童福祉担当部署に対し、児童生徒等が抱える課題に関して学校が気づいた点等について早期に相談し、要保護児童対策地域協議会（要対協）等に登録して地域の幅広い関係機関とともに事例を検討することは重要な対応方策の一つである。この点についても、教職員に対して、一層の周知を図る必要がある。

4. 児童生徒と保護者の双方の支援に資する通告の意義を改めて認識すること

児童虐待に係る通告に対する抵抗感に関して、保護者と児童生徒の利害対立として児童虐待をとらえる見方があるとすればそれは誤りであること、児童虐待は家族全体としての問題であって、これに係る通告は保護者と児童生徒の双方を支援する意義を有する行為であることを改めて認識すべきことについて、教職員に対して、一層の周知を図る必要がある。

5. 児童虐待を疑うきっかけを見逃さず、また、校内の連携を図ること

別紙2のとおり、意識調査において、小・中学校担当者が、特に多いと思う児童虐待を疑うきっかけが挙げられている。また、平成21年5月に文部科学省が作成、配布した教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」において、学校が児童虐待の疑いを持ってから通告までの流れを示した上で、児童虐待を疑うポイントが挙げられている（別紙4参照）。さらに、平成19年10月に文部科学省が作成、配布した「養護教諭のための児童虐待対応の手引」において、健康診断や保健室等での児童生徒への対応における児童虐待の早期発見の機会と視点とともに、教職員が一人で抱え込まず、管理職を始め、養護教諭、学校医・学校歯科医等を含めた校内連携を図る必要性等について述べられている（別紙5参照）。加えて、家庭環境等が児童虐待の発生に及ぼす影響に留意する必要がある。

これらを踏まえ、学校は、重篤な結果につながるおそれがあることを念頭において、迅速かつ組織的に対応する必要がある。このため、学校及び教育委員会は、管理職を始め教職員に対する児童虐待の早期発見、地域と連携した対応等について、児童相談所職員を講師に迎えるなどして研修等を積極的に実施するとともに、児童虐待の早期発見、早期対応に一層努める必要がある。

(本件連絡先)

文部科学省

初等中等教育局児童生徒課生徒指導第一係

電話番号 03-5253-4111 (内線3299)

03-6734-3299 (直通)

e-mail s-sidou@next.go.jp

総務省による小・中学校の通告状況に関する調査の概要

1 調査の概要

総務省が、全国21区市の42小・中学校を抽出して、平成19～21年度に、児童相談所又は市区町村児童虐待防止等担当課に対する児童虐待に係る通告をした事例及び通告するか判断に迷った結果、通告しなかった事例について、それぞれ直近5事例の内容等を尋ねたもの。

調査の結果、通告しなかった事例は6小・中学校で15件あった。また、通告した209事例のうち詳細を把握した75事例中、虐待の認識時期から通告までに1か月以上の期間があったことをもって総務省が「長期間を要した」と整理したものは6小・中学校で7件あった。

2 児童虐待のおそれを認識したが通告するかどうか判断に迷った結果、通告しなかった事例

通告しなかった理由の分類（総務省）	件数	事例の例	総務省の評価
児童虐待の確証がないため	7	保護者からの暴力の疑いがあったが、暴力の確証が得られなかったため通告しなかった。	継続的な暴力がなくとも、虐待のおそれを認識した際に、速やかに通告すべき事例である。
児童虐待の状態が解消される見込みであったため	5	保護者からの暴力や子どもの食事等が不十分な状況が見られたが、保護者に警告したところ状況がやや改善されたため、地域で見守ることとして通告しなかった。	身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトのおそれがあり、速やかに通告すべき事例である。
継続的な児童虐待の事実が認められなかったため	2	保護者が子どもに家事をさせたり妹の面倒を見させて学校を休ませることなどがあったが、それほど欠席が続くこともなかったため、通告しなかった。	ネグレクトのおそれがあり、速やかに通告すべき事例である。
地域でのサポートが効果的と考えたため	1	保護者に軽度の知的障害があり、子どもの世話等が不十分な状況が見られたが、通告よりも地域でのサポートが効果的と考えたため、通告しなかった。	ネグレクトのおそれがあり、速やかに通告し、児童相談所等のサポートを受けるべき事例である。
計	15	—	—

3 児童虐待のおそれを認識してから通告までに長期間（1か月以上）要した事例

長期間要した理由の分類（総務省）	件数	通告までに要した期間	事例の例	総務省の評価
児童虐待の確証がないため	3	・3～4月 ・約1年 ・約1年4月	子どもの食事等が不十分な状況が見られ、不登校であったため、学級担任等が家庭訪問を繰り返すなど見守りを続けた結果、通告まで長期間を要した。	ネグレクトのおそれがあり、速やかに通告すべき事例である。
児童の心理状態を考慮したため	1	1～2月	保護者からの暴力等が見られたが、保護者が今後は暴力をふるわないと話したため、通告により子どもが心理的に傷つくおそれを考え、見守りを続けた結果、通告まで長期間を要した。	虐待のおそれを認識した際に、速やかに通告すべき事例である。
児童が虐待者をかばう状況が続いたため	1	約3か月	子どもの顔に傷があることがあったが、子どもが「転んだ」等と言って保護者をかばうことが続いたため、通告まで長期間を要した。	虐待のおそれを認識した際に、速やかに通告すべき事例である。
—（通告しなかった事例から移替え）	2	・約2月 ・3～4月	子どもの食事等が不十分な状況が見られ、不登校のため、教員が家庭訪問を繰り返したものの。	—（再確認の結果、通告していたことが判明したもの）
計	7	—	—	—

総務省による児童虐待の防止等に関する意識調査の概要

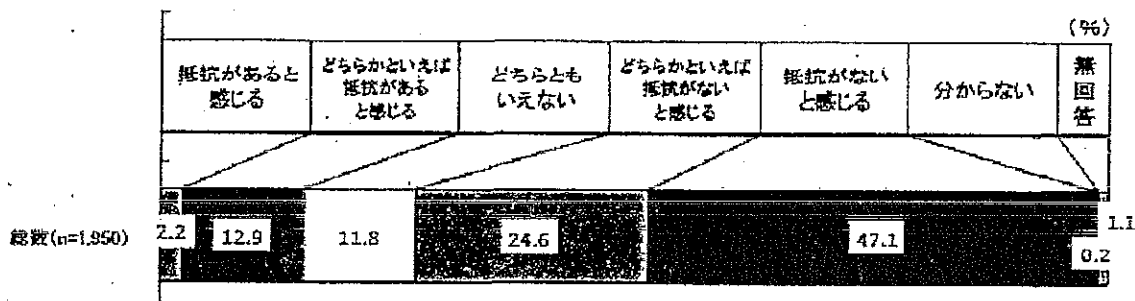
1 調査の概要

総務省が、平成22年8～9月、全国26都・市の小・中学校の校長、教頭、主任、その他の教員、養護教諭、スクールカウンセラー等の担当者に対して、児童虐待の防止に関する意識等についてアンケート調査を実施したもの。

2 児童虐待又はそのおそれを発見した場合の情報提供に対する抵抗感の有無

勤務先の学校において児童虐待又はそのおそれを発見した場合、速やかに児童相談所や市区町村児童虐待対応担当課に相談、情報提供することに対して、抵抗があると感じるか尋ねると、「抵抗がないと感じる」及び「どちらかといえば抵抗がないと感じる」が計71.7%に対し、「抵抗があると感じる」及び「どちらかといえば抵抗があると感じる」が計15.1%等となっている。

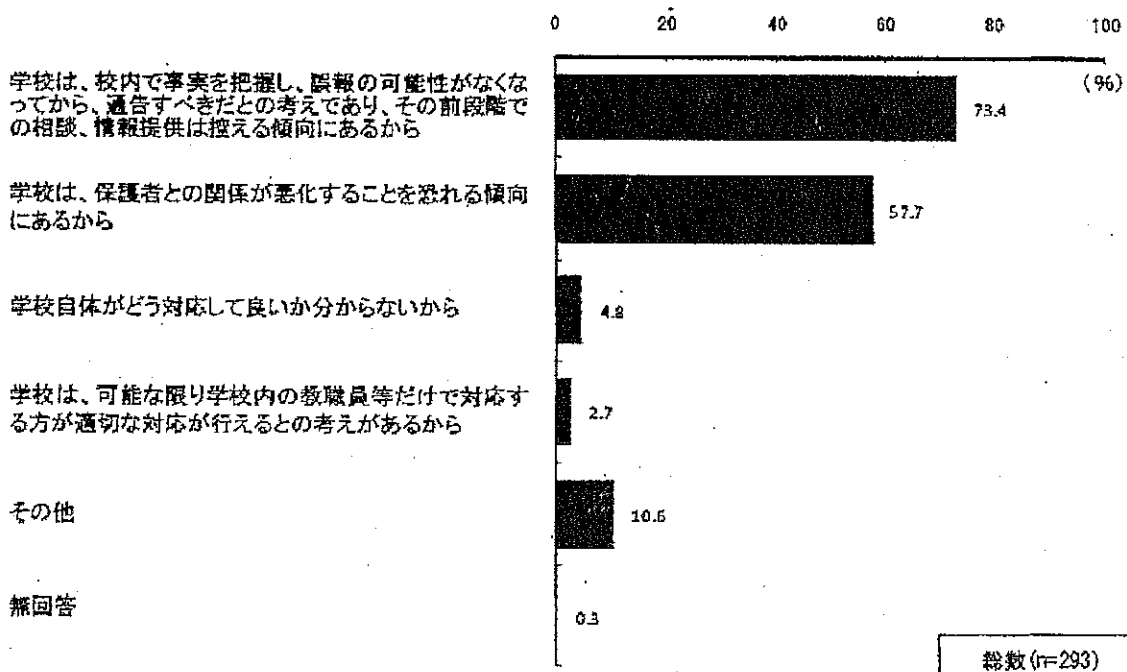
問2-2 あなたの学校においては、児童虐待又は児童虐待のおそれを発見した場合に、速やかに児童相談所や市区町村児童虐待対応の担当課に相談、情報提供することに対して、抵抗があると感じますか。当てはまる選択肢を一つお選びください。



3 情報提供等に抵抗がある理由

上記2において「抵抗があると感じる」又は「どちらかといえば抵抗があると感じる」と回答した担当者に、そう思う理由を尋ねると、「学校は、校内で事実を把握し、誤報の可能性がなくなってから、通告すべきだとの考えであり、その前段階での相談、情報提供は控える傾向にあるから」が73.4%と最も多く、次いで「学校は、保護者との関係が悪化することを恐れる傾向にあるから」が57.7%等となっている。

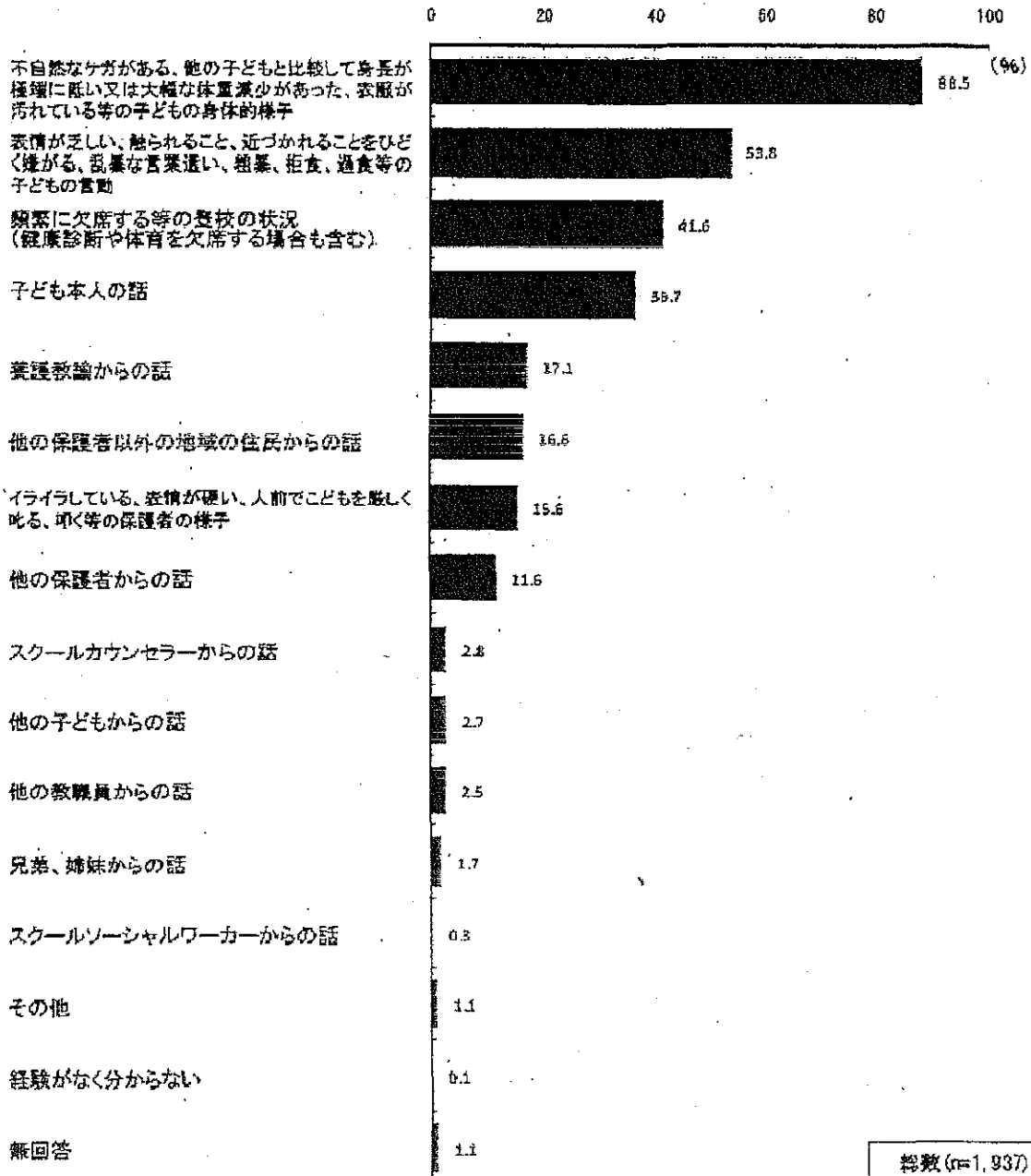
(問2-2で、「抵抗があると感じる」又は「どちらかといえば抵抗があると感じる」と回答された方に)
問2-3 あなたは、なぜそう思ったのですか。特に当てはまると思う選択肢を二つまでお選びください。



4 児童虐待を疑うきっかけ（複数回答）

小・中学校担当者に、児童虐待を疑うきっかけは何が多いと思うか尋ねると、「不自然なケガがある、他の子どもと比較して身長が極端に低い又は大幅な体重減少があった、衣服が汚れている等の子どもの身体的様子」が88.5%と最も多く、次いで「表情が乏しい、触られること、近づかれることをひどく嫌がる、乱暴な言葉遣い、粗暴、拒食、過食等の子どもの言動」が53.8%等となっている。

問2-4 あなたは、児童虐待を疑うきっかけは何が多いと思いますか。特に多いと思う選択肢を三つまでお選びください。



児童虐待に係る通告の対象が拡大された際の児童虐待防止法一部改正に関する所管官庁による施行通知の関係部分抜粋

5 児童虐待に係る通告（法第6条関係）

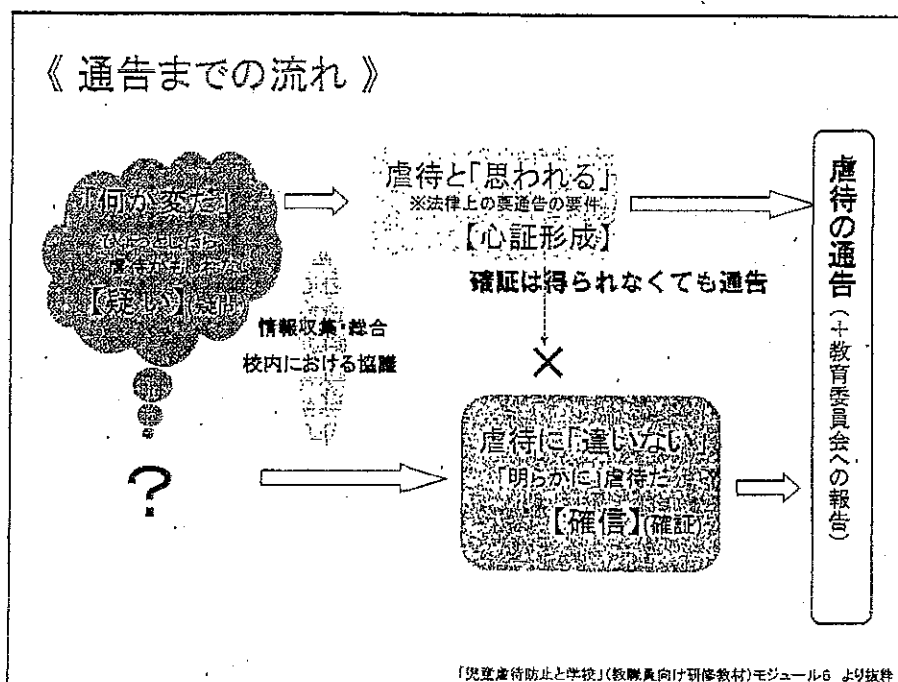
児童虐待の早期発見を図るためには、広く通告が行われることが望ましい。しかし、現行の通告の対象は「児童虐待を受けた児童」とされており、基本的には、児童が虐待を受けているところを通告者が目の前で見たと、あるいは児童の体に虐待によるあざや傷があるのを見たといった児童虐待が行われていることが明白な場合が想定されていた。

このため通告の対象が「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大された。これにより虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告義務が生じることとなり、児童虐待の防止に資することが期待されるところである。

なお、こうした通告については、法の趣旨に基づくものであれば、それが結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないものと考えられる。

（注：下線は、抜粋者による。）

「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について（平成16年8月13日付雇児発第0813002号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）より



【 虐待を疑うための3つの「変」】
 子どもが変

- ・表情が乏しい
- ・触られること、近づかれることをひどく嫌がる
- ・乱暴な言葉使い、あるいは極端に無口
- ・大人への反抗的態度、あるいは顔色を伺う態度
- ・落ち着かない態度、教室からの立ち歩き、家に帰りたがらない
- ・嘘や単独での非行(万引きなど)、家出、性的に逸脱した言動
- ・他人へのいじめや生き物への残虐な行為
- ・集中困難な様子(白昼夢)
- ・持続的な疲労感、無気力
- ・異常な食行動(拒食、過食、むさぼるように食べる)
- ・衣服が汚れている、着替えをしたがらない
- ・頻繁に保健室に出入りする
- ・理由の不明確な遅刻や欠席が多い、あるいは急に増えた

【虐待を疑うための3つの「変」】 保護者が変

- ・感情や態度が変化しやすい、イライラしている、余裕がないように見える
- ・表情が硬い、話しかけてものってこない
- ・子どもへの近づき方、距離感が不自然
- ・子どもの普段の様子を具体的に語らない
- ・人前で子どもを厳しく叱る、叩く
- ・弁当を持たせない、コンビニ物で済ませる
- ・連絡が取りにくい
- ・家庭訪問、懇談などのキャンセルが多い、行事に参加しない
- ・「キレた」ような抗議をしてくる
- ・家の様子が見えない

「児童虐待防止と学校」(教職員向け研修教材)モジュール6 より抜粋

【虐待を疑うための3つの「変」】 状況が変

- ・説明できない不自然なケガ、繰り返すケガ
- ・体育や身体計測のときにはよく欠席する
- ・低身長や体重減少
- ・親子で居るときに子どもが示す親を伺う態度や表情の乏しさ、親がいなくなると急に表情が晴れやかになる
- ・子どもが熱を出したり、具合が悪くなったりして保護者に連絡しても、緊急性を感じていないそぶりが伺える
- ・その家庭に対する近隣からの苦情や悪い噂が多い

「児童虐待防止と学校」(教職員向け研修教材)モジュール6 より抜粋

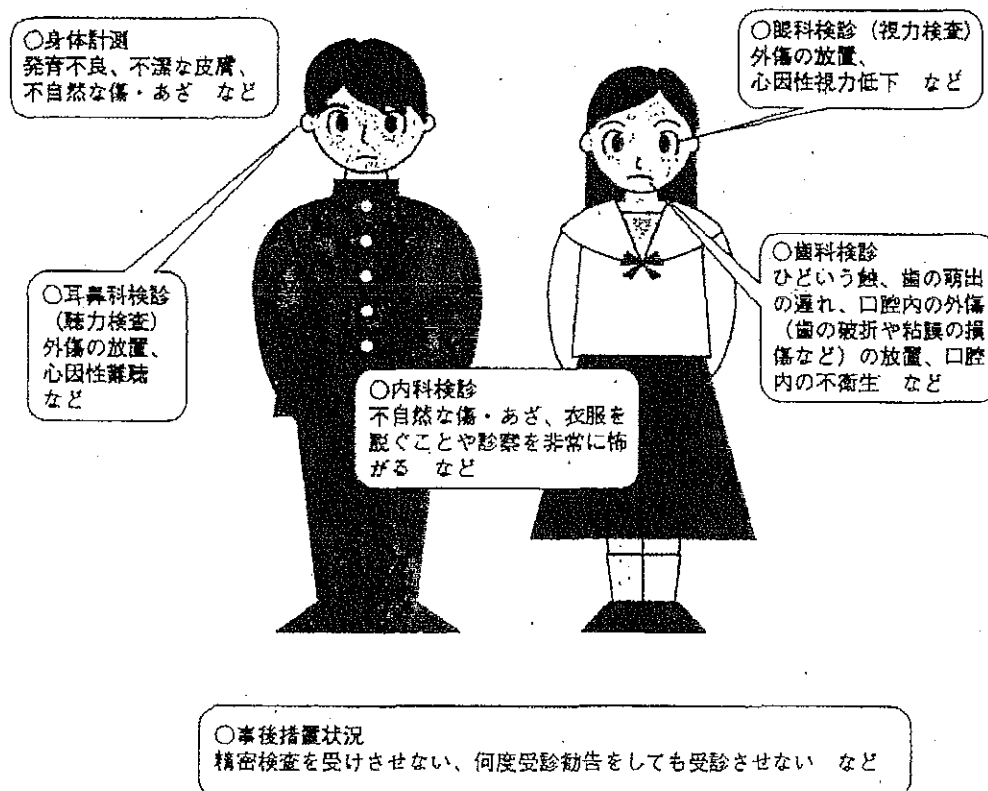
第3章 児童虐待の早期発見・早期対応

1 保健室等における児童虐待の早期発見の機会と視点

養護教諭の職務の特質から、児童虐待の早期発見の機会と視点について次に述べる。

(1) 健康診断

学校における健康診断は、定期健康診断、臨時の健康診断、就学時の健康診断がある。健康診断は、医学的見地から個人及び集団の健康状態を把握するとともに、保健管理や保健指導等を通して個人及び集団の健康課題の解決に役立てることである。健康診断は、身体測定、内科検診や歯科検診をはじめとする各種の検診や検査が行われることから、それらを通して虐待を発見しやすい機会である。下記に健康診断時における早期発見の視点について示す。(これらの症状や行動があるからといって必ずしも虐待があるとは限らないことに留意する。)



図一 健康診断における早期発見の視点

(2) 保健室等での子どもへの対応

養護教諭が行う救急処置や健康相談活動（担任、保護者、関係者との連携を含む）など、保健室等での子どもへの対応における虐待の早期発見の視点について、下記に示す。

しかし、先に述べたように、このような症状や行動が見られるからといって必ずしも虐待があるとは限らないこと、虐待の種類の区分についてもこれに限るものではなく他の虐待においても共通に見られるものが多いことに留意する。子どもの訴えに耳を傾け、子どもが発するサインを見逃さないようにするとともに、情報を総合的に評価して「虐待の疑い」の早期発見に努めることが大切である。

① 身体的虐待

（第3章-2 身体的虐待の早期発見の視点とその対応 参照）

- 不自然な外傷
 - ・ 殴られ、蹴られ、つねられた跡など新旧の混ざった内出血跡
 - ・ 身体各部の不自然な骨折
 - ・ 服で隠れている部位の外傷
 - ・ たばこの火を押し付けた火傷跡、熱湯の火傷跡 など
- 受傷原因の説明があいまい
- 家庭でのけがで来室する など

② ネグレクト

- 衣服が季節に適していない
- 衣服や下着が不潔で臭う
- 体が汚れている（入浴していない）
- 急激な体重減少
- 不登校
- 無断欠席、遅刻が多く、理由がはっきりしない
- けがの状態が学校で処置をしたときのまま
- 治療が必要と思われる状態でも、保護者が受診させようとしない
- 空腹を訴える、異常な食欲（朝食の欠食など、家庭での食事が不十分）
- 家庭訪問をすると、家の中が極端に散らかっており、不衛生である など

③ 性的虐待

（第3章-3 性的虐待の理解とその対応 参照）

- 性感染症
- 妊娠や人工妊娠中絶
- 他の人との身体接触を異常に怖がる又は好む
- 年齢にそぐわない性的発言

- 性情報に対し、異常と思える程の関心又は極端な嫌悪を示す
- 性的虐待を他の人の話として話す、絵画や作文などに性的関係を暗示させるようなものが見られる など

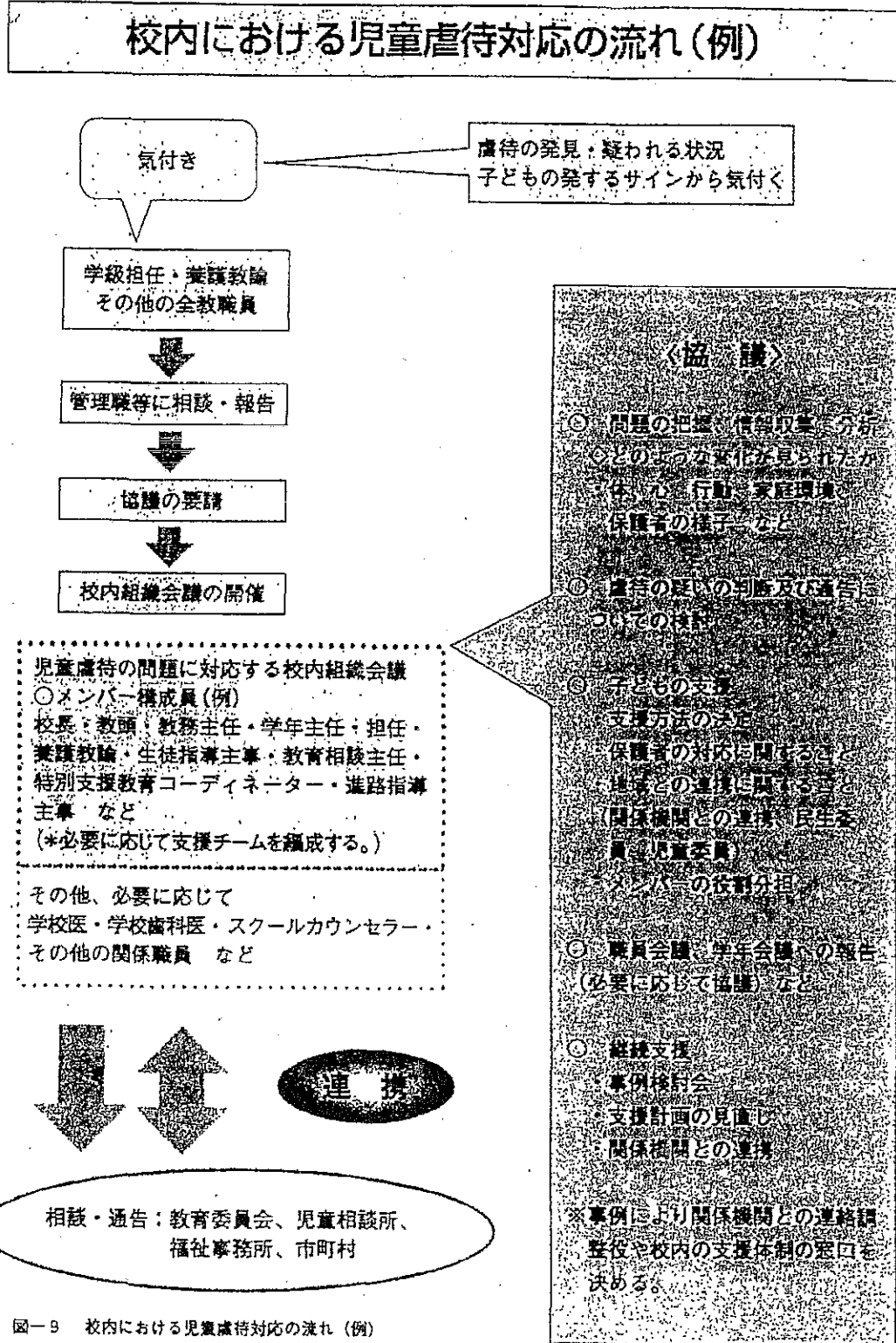
④ 心理的虐待

- 摂食障害が見られる
- リストカットなどの自傷行為が見られる
- 表情がいつも暗い など

⑤ その他

- 頻回にわたる保健室来室
- 頭痛、腹痛、倦怠感などの不定愁訴を繰り返す
- 子どもの不自然な言動
- 仲の良い友だちからの虐待の情報
- 暗いところを怖がる
- 便や尿の失敗が頻回にある
- カットなりやすい、暴力を振るう、他の子どもとのトラブルが多い（弱い者いじめをするなど）
- 家に帰りたがらない
- 不安で落ち着きがない様子が見られる
- 家庭の話をしたがらない（保護者の話題になると話をそらす など）
- 教職員に対して反抗的な態度をとる
- 教職員に異常なほど甘える
- 兄弟姉妹間で保護者等に差別扱いされている など

④ 校内における児童虐待対応の流れ(例)



図一 校内における児童虐待対応の流れ(例)

児童家庭相談及び虐待等に係る通告先一覧

平成24年4月1日現在

地域	居住(所在)区 分	担 当 部 署 (窓 口)		こども家庭センター(児童相談所)	
		市町			
広島市	広島市	中福祉事務所	082(504)2569	広島市児童相談所 082-263-0694	
		東福祉事務所	082(568)7733		
		南福祉事務所	082(250)4131		
		西福祉事務所	082(294)6342		
		安佐南福祉事務所	082(831)4945		
		安佐北福祉事務所	082(819)0605		
		安芸福祉事務所	082(821)2813		
		佐伯福祉事務所	082(943)9732		
西部	大竹市	福祉課	0827-59-2148	広島県西部こども家庭センター 082-254-0381	
	廿日市市	児童課	0829-30-9153		
	安芸郡	府中町	福祉課		082-286-3163
		海田町	こども課		082-823-9227
		熊野町	民生課		082-820-5635
		坂町	民生課		082-820-1505
	呉市	子育て支援課	0823-73-7540		
	江田島市	子育て支援センター	0823-42-2852		
	安芸高田市	子育て支援課	0826-47-1283		
	山県郡	安芸太田町	児童育成課		0826-28-1969
		北広島町	福祉課		050-5812-1851
	豊田	竹原市	福祉課		0846-22-7742
		東広島市	こども家庭課		082-420-0407
		大崎上島町	福祉課		0846-62-0301
東部	三原市	子育て支援課	0848-67-6045	広島県東部こども家庭センター 084-951-2340	
	尾道市	子育て支援課	0848-25-7215		
	世羅町	子育て支援課	0847-22-0503		
	福山市	子育て支援課	084-928-1053		
	府中市	児童課	0847-43-7265		
	神石	神石高原町	福祉課		0847-89-3335
北部	三次市	育児支援課	0824-62-6247	広島県北部こども家庭センター 0824-63-5181	
	庄原市	女性児童課	0824-73-0051		